

日本橋支部役員推薦委員会運営要綱

平成16年5月18日制定

（目的）

第1条 この要綱は、支部役員選挙規則（以下「選挙規則」という。）第16条第3項の規定に基づき、支部役員推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。（平成26. 6. 24変更）

（委員会）

第2条 この推薦委員会は、選挙規則第16条第1項の規定に基づき、支部役員選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）の求めに応じ、支部役員候補者が定数に満たない場合に、その不足数について役員候補者を推薦する。（平成26. 6. 24変更）

2 選挙規則第40条第2項の規定に基づき、役員の当選人のいないとき、又は当選人が定数に満たないときにおいて、その不足数の役員を推薦する。
同第44条第3項の規定に基づき監事の欠員が生じたときも、また同様とする。

（委員の委嘱等）

第3条 推薦委員（以下「委員」という。）は4名とし、税理士会員のうちから幹事会の議を経て、選挙を行う年の前年の10月1日付をもって支部長が委嘱する。ただし、選挙管理委員会の委員は、委員となることができない。（平成24. 5. 16変更）

2 委員長は1名、副委員長は若干名とし、その選任は委員の互選による。
3 委員に欠員が生じたときは、支部長は遅滞なく幹事会の議を経て、補充委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、就任のときから2年とする。ただし、補充委嘱による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の解嘱）

第5条 支部長は、委員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その委員を解嘱する。

1. 本支部の税理士会員でなくなったとき
2. 支部規則第16条に該当することとなったとき
3. 選挙権を有しなくなったとき
4. 心身の故障のため、職務を遂行することができないと認められたとき
5. 職務上の義務に違反し、又は委員として適しない行為があったと認められたとき

（委員の義務）

第6条 委員は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た事項を他に洩らしてはならない。委員でなくなった後においても、また同様とする。

（委員長等の職務）

第7条 委員長は、推薦委員会を代表し、その事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序によりこれを代行する。

3 委員長は、推薦委員会の決議事項を遅滞なく書面をもって選挙管理委員会に報告する。

(この要綱の疑義の決定)

第8条 支部役員推薦に関し、この要綱に定めのない事項又は定められた事項について疑義が生じたときは、幹事会の定めるところによる。

(要綱の変更)

第9条 この要綱の変更については、幹事会の承認を経て行うものとする。

附 則 (平成24年5月16日一部改正)

1 この改正規定は、平成24年5月16日から施行する。

2 改正前第3条第1項の規定により、平成24年5月1日付をもって委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、1年5月とする。

附 則

1. この改正規定は、平成26年3月24日から施行する。ただし、平成26年6月24日の東京税理士会日本橋支部定期総会における「日本橋支部役員選挙規則の一部改正」の承認をもって、効力が生じるものとする。